

柏原市火葬場使用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害又は斎場設備の故障、修繕又は更新工事等により、市営火葬場の使用が不能となり、やむを得ず市営火葬場以外の火葬場を使用した者に対し、その火葬場使用料の一部を補助することにより、市民の生活の安定に資することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を補助の対象とする。

- (1) 死亡した者の火葬のため、すでに市営火葬場の使用申請を行い、柏原市火葬場条例(昭和63年条例第10号)の別表の規定に基づく市内居住者(以下「市内居住者」という。)としての使用許可を受けている者のうち、自然災害又は市営火葬場設備の故障により市営火葬場が使用不能となったため、やむを得ず市営火葬場以外の火葬場で火葬を行い、その使用料を支払った者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市営火葬場の故障、修繕又は更新工事等により、市営火葬場の全部又は一部が一定期間使用できない場合において、当該期間内にやむを得ず市営火葬場以外の火葬場で火葬を行い、その使用料を支払った市内居住者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、市営火葬場以外の火葬場を使用した際に支払った火葬場使用料から市営火葬場を使用した場合の火葬場使用料を控除した額とする。ただし、他市町村の補助金交付制度等により補助金の交付を受けた場合は、その補助金額をさらに控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火葬を実施した日から原則2月以内に柏原市火葬場使用料補助金交付申請書(様式第1号)に、火葬をしたことを証する書類及び火葬場使用料の領収書(写し)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否および交付額を決定し、柏原市火葬場使用料補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 申請者は、前条で補助金の交付を決定する通知があった場合は、柏原市火葬場使用料補助金請求書(様式第3号)により補助金を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し又は返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書及び関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。